

令和6年度第2回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和6年7月30日（火）午前9時30分～午前10時55分

2 場 所：山梨県JA会館 6階中会議室

3 出席者：公益代表 今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員
労働者代表 岡本委員、小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員
事務局 高西労働局長、小林労働基準部長、片山監督課長
鈴村賃金室長、篠原賃金指導官

4 議事

- (1) 今後の審議日程について
- (2) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- (3) 賃金実態調査結果等について
- (4) 労使からの意見聴取結果について
- (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）
- (6) その他

5 審議会内容

（賃金指導官）

委員の皆様、おはようございます。

ただいまから、令和6年度第2回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

公益側石垣委員から欠席の御連絡をいただいております。

また、労働者側櫻井委員は遅れておられるのではないかとおもわれますが、出席の御予定で伺っております。

お二人、今はいらっしゃいませんけれども、全委員の3分の2以上、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、本審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行いましたが、傍聴希望者はおられませんでした、併せて報告いたします。

続きまして、お手元の資料確認をさせていただきます。

一番上でございますのが次第、そして一枚ものが続きます。

次に配席表、そして審議日程表、ということになります。

そしてホッチキス止めした資料として「山梨地方最低賃金審議会資料（第2回山梨県最低賃金審議会審議資料）」、少し厚いものでございます。

最後に、右上に「机上配布資料」という一枚もの。

以上の資料でございます。

お手元に資料が整っていない、足りないものがあれば、お教えいただければ、すぐに用意いたします、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入りたいと思います。

反田会長、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

(反田会長)

皆様、改めましておはようございます。

お暑い中、御苦勞様でございます。

それでは、さっそく議事に入りたいと思いますが、その前に、第1回本審におきまして、最低賃金の履行確保を重点として監督指導の違反事業場の最低賃金違反の認識について質問がありまして、次回、回答していただくことになっていましたので、この点につきまして事務局から回答をお願いいたします。

(監督課長)

では、回答させていただきたいと思います。

先日の専門部会に机上配布資料として提出した資料と同じ中身となっております。概要について、改めて簡単に説明させていただきますと。

先般、長谷川委員から、最低賃金に関する主眼監督の違反事業場の最低賃金法違反の認識について、もう少し深く知りたいという御意見がありましたので、本件資料を作った次第となります。

令和6年最低賃金主眼監督は、今年の1月から3月に実施しておりまして、150件山梨県内で実施し、最低賃金法の違反があった事業場は15件、10%となっております。

全国平均が10.5%となっており、同等程度の違反率となっております。

また、違反事業場の概要は、製造業、商業が多く、かつ、違反の事業場の平均労働者数としましては9.6人、そのうち最低賃金未満の平均の労働者数としては4.3人の違反があったというかたちとなっております。

また、職種につきましては、パートの方が多く、かつ、平均約定賃金額ですけれども856円となっております、これは、全最低賃金額未満の労働者の平均額ではありませんので、一番低い額を単純平均した額となっております。

続きまして、最低賃金に対する認識となります。

これにつきましては、項目が二つありまして、一つ目が「最低賃金に対する認識」が、知っていたというところが、15分の10、最低賃金額は知らないけれども最低賃金が適用されることは知っていたというのが4社となっております、また、最低賃金法違反となった理由といたしましては、長谷川委員御指摘の「コスト増などに

より、最賃額を支払うことができなかった」とするのが15分の3社ありまして、そのほかに「適用される最低賃金額を知らなかった」、最低賃金の改定は知っていたが額を知らなかったという意見などがあったというかたちになっております。

いずれにしましても、山梨労働局といたしましては、最低賃金制度、最低賃金額の周知につきまして、今後とも努めてまいりたいと思っております。

以上です。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明でよろしいでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 (1) 今後の審議日程について 】

(反田会長)

それでは議事に入りたいと思います。

まず、議事の(1)、「今後の審議日程について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

おはようございます。説明させていただきますが、着座にて失礼させていただきます。

お手元に配付しております、「令和6年度地域別最低賃金審議日程表」を御覧いただければと思います。

これは、7月2日に開催されました第1回の本審で御承認いただいたもので、10月1日の発効を想定した日程となっております。

本日は、この本審が終了した後、第2回専門部会を開催いたします。

専門部会の委員の皆様、よろしく願いいたします。

次に、明後日8月1日からは専門部会におきまして、具体的な金額審議を行うこととなります。

8月2日も金額審議を行い、結審賜れば幸甚でございます。

8月2日に結審に至らなかった場合、予備日といたしまして、8月5日の午後1時30分から時間を確保しております。

同日、午後3時から第3回本審を開催いたしまして、答申をいただきたいと考えております。

8月5日に答申をいただけた場合は、例年異議の申し出がありますので、異議審

となる第4回本審の日程として8月21日を予定しております。

また、本日、特定最低賃金に関する必要性に関する諮問を行いますが、8月9日は、特定最低賃金検討委員会の開催を予定しております。

同委員会におきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありとの結論に至った場合には、8月21日の異議審の場におきまして、特定最低賃金の改正決定の諮問をさせていただき予定となっております。

以上でございます。

(反田会長)

ただいま事務局から説明がありましたけれども、この日程は7月2日に開催しました第1回の本審で承認されたものでございます。

この点につきまして、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

【 (2) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について 】

(反田会長)

それでは、次の議事(2)に移ります。

「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」の伝達でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

お手元に配付しております審議資料、ホッチキス止めしたものを御用意ください。

1ページ、資料1になります。

こちらは、7月25日の中央最低賃金審議会におきまして、厚生労働大臣あてに提出されました答申文の写しとなります。

答申の別紙といたしまして、3ページから「別紙1 公益委員見解」、11ページから「別添 参考資料」、こちらは公益委員見解を取りまとめるに当たりまして参照した主なデータの資料が添付されております。

また、26ページからの「別紙2 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」がございます。

31ページ、横原稿になります。

31ページから33ページには、「目安に関する小委員会における労使の見解」、「目安に関する小委員会における公益委員見解」の概要を山梨労働局でまとめてございます、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っております。

まず、31ページ、「目安に関する小委員会における労使の意見」を御覧ください。

こちらのほうは、労働者側の主張と使用者側の主張がそれぞれありますけれども、特に労働者側が主張したことは、4ポツ目「地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業等の事業継続、発展の厳しさに拍車をかける要因であること。

次のポツ、ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であること。

それから、下から2つ目のポツ。

社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきであること。

それから、最後のポツ、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであること。

ということを主に主張されました。

次に使用者側が特に主張されたことは、2つ目のポツ、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であること。

次の3つ目のポツ、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には、労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであること。

次の4つ目のポツ、「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考え方は変わらないこと。

最後のポツ、地域の中小企業、小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットであり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があること。

ということを特に主張されていたようです。

資料には載せておりませんが、労使から政府に対しまして価格転嫁指針の強化、各種支援策の拡充などが要望として出されております。

次に資料の32ページを御覧ください。

これは、「目安に関する公益委員見解」の概要をまとめております。

一番上のポツから、読ませていただきます。

生計費、消費者物価指数は、令和5年10月から令和6年6月の平均は3.2%増であり、特に、「頻繁に購入する」品目の同期間での平均5.4%増である。

今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費を重視した。賃金上昇率は、賃金改定状況調査結果において、平成14年以降最大。

企業規模によって、賃金上昇率の水準に開きがみられる一方、企業規模にかかわらず、昨年を上回る賃金引上げの状況がみられる。

経常利益は増加し、経常利益率も安定して改善の傾向。

労働分配率は資本金1000万円未満の規模だと84.6%と高くなっているものの、

足元では、6.4ポイント低下。

大企業と中小企業との開きは大きくなっており、二極化の傾向にある。

価格転嫁については、一部では好転する一方、1割から3割しか価格転嫁できなかった割合も増加しており、二極化の兆しがある。

企業規模により、賃上げ原資の程度が異なる。

賃上げの流れの維持、拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業等にも波及させること、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について最低額を保証し、国民経済の健全な発展に寄与するものであることを留意し、今年度の各ランクの引上げ額は、5.0%、50円を基準として検討することが適当である。

地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果で、賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。

消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。

雇用情勢としては、B、Cランクで相対的に良い状況である。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円、4.6%、Bランク50円、5.2%、Cランク50円、5.6%とすることが適当である。

次に、次のページになりますけれども、地方最低賃金審議会への期待感などですが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があること、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を図ることなどをとくに考慮して検討されたものであることに配慮いただきたい、としております。

続きまして、本年度も、地域別最低賃金額改定の目安が示されることにあわせて、中央最低賃金審議会会長から地方最低賃金審議会の委員の皆様へのビデオメッセージがございます。

ただいまから、後方のスクリーンで再生させていただきますので、御覧いただければと思います。

(中央最低賃金審議会会長メッセージ)

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しを

することになりました。

この取組といいますのは、昨年に続き2回目となります。

御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思えます。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。

通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思えます。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。

また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。

近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思えます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思えます。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思えます。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思えます。

今年を目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。

3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。

今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。

なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思えます。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております、前年に引き続き高い水準になっておりました。

消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。

頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。

企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。

具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。

また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。

これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。

これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移しております。

また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。

従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。

企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意しております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。

具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①、②、③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。

さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。

雇用情勢としては、B、Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることには理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円、4.6%、Bランク50円、5.2%、Cランク50円、5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。

ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。

こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもございました。

従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。

発効日については 10 月 1 日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和 5 年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第 2 項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。

この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。

中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

(賃金室長)

資料について、間違っておりまして、31 ページの使用者側見解の3ポツ目に10月上旬の発効には間に合わせることなくというところのその次の行ですね、少なくとも例年同様公益委員の「こうえき」の変換を間違っていました。

大変申し訳ございませんでした。

地域別最低賃金額改定の目安に関しまして、説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(反田会長)

ただいま事務局から説明がありました、「地域別最低賃金額改定の目安」に関連しまして、御質問、御意見等ございますか。

(長谷川委員)

発言っていうか、質問っていうか。

この見解に対する、労使の賛成、反対の結果がちょっとなかなかわかりづらいんですけど。

満場一致で賛成だったのか

どうだったのでしょうか。

両方とも不満？

(反田会長)

合意に至らず、公益委員の見解が示された。

(長谷川委員)

労使ともに不満ということ？

(賃金室長)

はい、不満っていうか、合意には至らなかったということで、目安を地方に示すことについては、双方了承の上ということになっております。

(長谷川委員)

じゃあ、金額に関して、労働者側も使用者側も反対っていうか不満だったって、そういう意味ですか。

(賃金指導官)

資料の1ページの一番上の、記の1番ですね。

金額に関し意見の一致をみるに至らなかったのも、金額自体については、労使ともに合意したということにはなっていません。

ただし、空中分解のまま地方に示すわけには、もちろんいかないので、それについて公益が見解を示し、その見解を各地方の審議会に示すことは労使ともにオッケーだった。

これが答申ということになっておりますので、金額自体は労使まるごとということではなく、公益見解を示すことが合意された内容なので、そこら辺の経過が28ページの4番の意見の不一致ということで、意見が一致しなかった、それに対してこの公益委員の見解について、と書いてございますけれども、その公益委員の見解を各地方の審議会に示すことは合意されたということになります。

(長谷川委員)

あの、すいません、ついでに。

地方においては、多数決で、例えば労働者側が反対とか使用者側が反対とか、公益と2対1とか、全員賛成すれば3対0になるんですけども、中央のそれはなんていうのかな、縛りが無いっていうか決まりが無いっていうか。

特に、2対1でも発表しちゃったということですね。

労使双方納得できないにもかかわらず、公益の意見だけをとって言ったらおかしいのかな。

公益だけが賛成したっていう。

(賃金指導官)

中央の審議会として公労使の中で労使の意見も結局一致は見ることはできなかったということなので、多数決をしてこう決まったというのではなく、公益の見解を示すことについては労使ともに了承したということになるので、言葉が適切かどうかわかりませんが、ここまでするまでここまでするまでがバツという境目、金額ということでは、労使の一致点は、やはりないと。

ただし、公益委員の考え方、そして公益委員が示した金額の目安自体を地方に示すことは了承しました、これは労使ともに了承しましたということになります。

(長谷川委員)

納得はできていないけど。

(賃金指導官)

そうですね、一致した結論という意味ではなく、一致はできなかったけど示すことは承知しましたということになります。

その一致した内容については公益委員が示した見解を示すことは了解しました、その示した金額について、労使がオクケーしたかというところ、そこは丸をもらったわけではないということでございます。

(反田会長)

ほかに何かございますか。

【 (3) 賃金実態調査結果等について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事の(3)に移りたいと思います。

「賃金実態調査結果等について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明いたします。

35 ページ、審議資料2を御覧ください。

「令和6年賃金改定状況調査結果」の資料となります。

厚生労働省では、例年、最低賃金に関する実態調査として、2種類の調査を実施しており、賃金改定状況調査は、そのうちの一つの調査で、全国の中小零細企業の事業所の労働者の賃金改定の状況等を把握することを目的とした調査となっております。

調査の概要はこちらのページに記載されており、中ほどの3の(2)にあります。が、常用労働者が30人未満の企業に属する民営事業所を対象に調査しています。

その下の表には、回収率が記載されております。

回収率は31.4%とおおむね例年並みとなっております。

37 ページ以降、第1表、第2表、第3表とございます。

Bランクを赤枠で囲んでおりますので、適宜御参照いただければと思います。

40 ページからの第4表を御覧ください。

賃金上昇率の表となっております。

第4表の①は男女別の内訳を示しております。

第4表①の左端の産業計・男女計を見ますと、ランク計の賃金上昇率は2.3%と

なっております。

2.3%という上昇率は、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大の水準であった昨年をさらに上回っているものです。

ランク別では、産業・男女計でAランクが2.2%、Bランクが2.4%、Cランクが2.7%となっております。

男女別の賃金上昇率を見ますと、左端の産業計・Bランク計で、中段の男性が1.7%、下段の女性が2.9%となっております。

次に41ページ、第4表②です。

一般パート別の賃金上昇率になります。

左端の産業計・ランク計で見ますと、中段の一般労働者は2.1%、下段のパートは2.8%となっております。

Bランクは、一般労働者が1.8%、パートは3.5%となっております。

次に42ページ、第4表③です。

第4表の①、②と③の相違点については、一番下の資料注に記載がありますが、第4表①や②については、集計労働者である2万9463人全員から賃金上昇率を計算しております。

一方、第4表③では、昨年6月と今年6月の両方に在籍していた労働者である2万4639人のみ、割合でいえば83.6%の労働者に限定して賃金上昇率を計算しています。

言い換えますと、第4表③では継続労働者のみを集計対象にしていますので、昨年6月に在籍していたものの、今年6月に在籍していない退職者、昨年6月には在籍していなかったものの、入職して今年6月に在籍するようになった方は第4表③の集計対象には入っていないということになります。

表の左上のほう、産業計・ランク計の賃金上昇率は2.8%となっており、ランク別に見ますと、Aランクが2.7%、Bランクが2.9%、Cランクが3.1%となっております。

次に、47ページ、資料3を御覧ください。

これは、令和5年の賃金構造基本統計調査を基にした都道府県別の賃金分布です。山梨が記載されているページを抜粋しております。

小さい表ですので、主だった箇所の金額がわかるように赤色または黒色で付記をしております。

次に、51ページ、資料4を御覧ください。

未満率と影響率に関する資料です。

原則30人未満を対象として行った、最低賃金に関する基礎調査によるもので、10年間の推移がランクごとに記載がされています。

Bランクを赤枠で囲っております。

続きまして52ページ、こちらは、都道府県別に記載がされています。

53ページは、5人以上の事業場が調査対象となっている賃金構造基本統計調査に

基づいた表となっております。

前のページのデータと比べますと数値が異なりますが、最低賃金に関する基礎調査と賃金構造基本統計調査は対象となる事業場の規模や業種が異なるため、未満率及び影響率の値も異なる結果となっております。

続きまして、55 ページ、資料5を御覧ください。

上の表は、山梨県の最低賃金の推移の一覧となっております。

その下のグラフは、引上げ率の推移を表したものになります。

続きまして57 ページ、資料6、こちらは、山梨県最低賃金の未満率と影響率の推移を示した資料となります。

次に、59 ページ、資料7を御覧ください。

A3で4枚ものとなっております。

こちらは、本年度の「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づいて、県内の「賃金階層別、業種別、規模別」の労働者数を記載した一覧表となっております。

それぞれの賃金階層は、一番左側に記載しておりますが、各階層の幅は、一律ではなくて、現在の最低賃金額938円に近いところから、999円までは1円刻み、その後、1,500円までは10円刻みといたしました。

金額が記載されている行の各欄には数字が2段書きで記載されていますが、上段の数字はその金額階級までの累積労働者数、下段のカッコ書きの数字は累積の構成比になっています。

ちょっと小さい表ですけど、申し訳ありません。

次に67 ページを御覧ください。

67 ページは、先ほどの表のデータにおいて1円刻みとしていた賃金階層も10円刻みとした上で、一般労働者、パート労働者の別で、グラフ化をしております。

上のグラフが該当労働者数の累積度数分布、下のグラフがそれぞれの賃金階層の労働者の分布の表になります。

続きまして68 ページを御覧ください。

上のグラフは、平成21年度以降の「最低賃金に関する基礎調査」での、第1・四分位数、第1・十分位数、第1・二十分位数の推移をグラフ化したものとなっております。

下のグラフにつきましては、今年の「最低賃金に関する基礎調査」での、業種ごとの第1・四分位数、第1・十分位数、第1・二十分位数、中位数を表したグラフになります。

次に69 ページ、資料8を御覧ください。

こちらは、本年実施した「最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づきまして、現在の最低賃金額である938円を下回っている労働者の割合である「未満率」を算出した結果と、今後、最低賃金が改定された場合に、当該改定額を下回ることとなる労働者の割合である「影響率」を1円刻みで、裏面の1,000円まで試算した結果の資料となります。

続きまして、71 ページ、資料 9 を御覧ください。

生活保護に係る施策との整合性についての資料となります。

資料上部の四角の囲みの中の 2 行目の「また、」からですが、最低賃金は時間額で決められておりますが、生活保護は月額で決められており、単純な比較は困難ということで、平成 20 年度の中央最低賃金審議会におきまして比較方法が整理され、第 1 類費、第 2 類費及び期末一時扶助費それぞれの加重平均値を足し上げ、これに住宅扶助の実績値を加えたものと、最低賃金額を月額に換算した額とで比較することになっております。

一枚おめくりいただきまして資料 10。

資料 10 は、全国の生活保護と最低賃金がグラフ化されています。

75 ページは、令和 5 年最低賃金改定額を反映しております。

喚くりいただきまして、77 ページ、資料 11 を御覧ください。

山梨の最低賃金と生活保護を比較計算した資料となります。

79 ページに比較結果を記載しております。

中ほどより下、3 の生活保護水準と最低賃金との比較についての項を御覧いただきますと、山梨においては、手取り額でみた 1 か月当たりの最低賃金額が生活保護水準額を 34,533 円上回る結果となりました。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして御質問等はございますか。

(長谷川委員)

資料 7、59 ページをグラフにしたのが 67 ページということで、多分これ、分かればいいんですけど、結婚していてパートの奥さんの割合ってというのはどこかでわかることができるのでしょうか。

それはできない。

(賃金室長)

既婚者の女性のパートということでしょうか。

(長谷川委員)

そうです。

(賃金室長)

パート労働者については数が出るかもしれないですけど、その方たちが既婚なのか未婚なのかという、そういう調査自体はないと思われま。

(長谷川委員)

なんで聞いたかっていうと、その、結婚していて、旦那さんの収入というか家計の足しになればいい程度で働いている人は相当いると思うんですよ。

それがまあ、主な生計者じゃないっていう方が多いなっていうふうに思っていて、その、たぶんこのグラフで見ると 929 円から 990 円くらいまでって、たぶんそうなんじゃないかなあって、その比率が多いんじゃないかなあって、というふうに見受けられるっていうか考えられるので、まあ、この辺を踏まえると、最低賃金を上げることがそんなに重要じゃないなっていうふうに思えるなあっていうので、聞いてみました。

(反田会長)

ほかに何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 (4) 労使からの意見聴取結果について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事の(4)、「労使からの意見聴取結果について」に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

こちらは、第1回の専門部会でも報告をさせていただいた内容となっております。

労使からの意見聴取を実施した結果を取りまとめた資料になります。

意見聴取の具体的な実施方法をあらためて説明いたしますと、事務局におきまして、労使双方から聴取する、お聞きしたい項目を記載したアンケート用紙を事前にお願ひする事業場へ送らせていただき、その後、改めて、事業場を訪問し、記載されたアンケート用紙の回答内容を確認、労使双方から個別に補足のヒアリングを実施いたしました。

その内容を取りまとめたものがこちらの資料となります。

対象としました事業場は、製造業1社、非製造業1社の合計2社でございます。

企業名の公開につきましては、両社とも匿名を希望されていまして、昨年度までと同様に、本資料におきましては、「A社」、「B社」と表示とさせていただいておりますが、御理解をお願いいたします。

まず、A社について説明いたします。

切削部品およびキャリアテープの製造を行っている事業場となります。

産業分類の中分類では「金属製品製造業」です。

84 ページを御覧ください。

意見聴取の対象者は、使用者側は総務課総務係長で、給与手続き、人事関係を含めた総務全般の業務を行っている方です。

85 ページの上のスライドを御覧ください。

最近の景況感などにつきましては、機械設備を増設し、人員も増やし、売上計画としては昨年より上昇していますが、それに伴う費用も増加しているとのことでした。

下のスライドにつきましては、近年の労働者数の推移を記載しております。

正規社員の求人を出したところ、20 歳代から 30 歳代の応募があり、採用されたとのことでした。

応募の理由としては、採用された方に聞いてみますと、土日休みで子育てがしやすい、会社のホームページのブログに、結構な頻度で会社の行事などを載せているので、会社の雰囲気がわかりやすく、働きやすい職場だと思ったとのことでした。

次に 86 ページの下のスライドを御覧ください。

賃金の改定につきましては、今年は物価高騰の影響も踏まえて、昨年より約 4.0%、定期昇給を含めると約 6.0%アップしたとのことでした。

87 ページの上のスライドを御覧ください。

最低賃金に係る認識です。

現在の最低賃金は、ひと昔前に比べると高いと感じるが、現在の物価状況を見る限りでは、妥当、もしくは少ないのではないかと感じているものの、上り幅が増えていくと雇用が厳しくなるとのことでした。

その下のスライドを御覧ください。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況については、電気料金や物価の状況に対する価格転嫁については取引先に理解があり、価格転嫁してもらっていますが、人件費に対する価格転嫁は実施できていないとのことでした。

88 ページの下のスライドを御覧ください。

助成金についてです。

A社は、助成金について情報収集されており、コロナ禍で雇用調整助成金を活用されていて、今後も各種助成金などの活用を視野に入れているとのことでした。

89 ページの上のスライドを御覧ください。

最低賃金に関する御意見として、物価が上昇している状況での賃金引上げは必要なのかもしれないが、雇用する側が対応できなければ意味がないので、働く側と雇用する側とのバランスの取れた賃金改正を期待しているとの意見をいただきました。

次にA社の労働者の方からの意見聴取結果となります。

この方は、製造部門の主任をされている方です。

90 ページを御覧ください。

最低賃金に関しまして、最低賃金制度と金額改定については承知しているが、現在の最低賃金額については、昨今の物価の高騰などを踏まえると少ないと感じているとのことでした。

また、最低賃金の改定につきまして、もう少し引き上げられてもよい、1,200 円くらいになると不安感が少なくなるとのことでした。

続きまして、B社からの意見聴取結果となります。

91 ページを御覧ください。

法人向けユニフォームの提案及び販売、ワークウエア販売などを行っている事業場となります。

産業分類の中分類では「織物・衣服・身の回り品小売業」です。

意見聴取の対象者は、使用者側は、専務取締役と管理課長でした。

92 ページの下のスライドを御覧ください。

最近の景況感についてですが、BtoBは変わらないが、BtoCは悪くなっているとのことで、悪くなっているのは、去年はPayPayの割引、30%ポイント還元などが多くの自治体を対象として行われたこと、自治体が「元気券」などの地域振興券の発行を行っており、「それがあるのであれば買おう」ということで売り上げが伸びたが、今年はそれらがなく、悪くなっている要因の一つだと考えているとのことでした。

93 ページの下のスライドを御覧ください。

賃金の改定状況などについてですが、正社員は定期昇給も含めて、今年は、月3,000円から8,000円、パート社員は時給20円から80円アップしたとのことでした。

次に、94 ページの上のスライドを御覧ください。

最低賃金に関する認識などについてですが、パート社員の時給を決める際に、山梨県最低賃金を参考にしており、また、それを下回ることは法令違反ですし、扶養の範囲内、いわゆる年収の壁を越えない範囲で就労したいパート社員がいるので、普段から最低賃金については意識しているとのことでした。

最近の物価高を考えると938円は安いですが、年収の壁との関係で悩ましいところ。

この頃の最低賃金のアップ率が高いと思うが、昨今の物価高だとやむを得ないと思っているとのことでした。

次に、95 ページの上のスライドを御覧ください。

人件費・労務費を含めた適正な価格転嫁の状況については、仕入れ値が上がった場合は、それを販売価格に転嫁することはできているが、当社の人件費が上がった分の価格転嫁はできていないとのことでした。

下のスライドを御覧ください。

年収の壁が業務に及ぼす影響についてですが、扶養の範囲内で就労したいパート

社員については、業務調整が必要になり、毎年、最低賃金が改定された10月以降で調整を多くかけることになり、調整の結果、社員が出勤しない場合は、周りの社員に負担がかかってしまうとのことでした。

年収に関係なく、課税や社会保険料を支払う制度になれば、年収の壁を気にしないで働けると思う、ただ、助成や保障の仕組みを充実させて、労働者や会社を支える仕組みは必要であり、それは複雑なものではなく、使いやすいものにする必要があるとお話していただきました。

96 ページの上のスライドを御覧ください。

助成金についてです。

B社も情報収集されており、キャリアアップ助成金、非正規を正規社員にした時のコースを利用されたということでした。

ただ、総体的に助成金の制度や手続きはわかりづらいと感じていらっしゃいます。

下のスライドを御覧ください。

最低賃金に関しては、年収の壁の問題がなくなったうえで、賃金アップをしていただきたいとの御意見でした。

続きまして、97 ページから、B社の労働者の方からの意見聴取結果となります。

この方は、商品グループに所属され、検品や商品準備などをされているパート社員の方です。

下のスライドを御覧ください。

最低賃金に関しましては、最低賃金制度と金額改定については承知しているが、金額は気にしていないとのことでした。

また、現在の最低賃金額については、物価が上がっているので安い、1,000 円であれば「安い」と思わないとのことでした。

98 ページの上のスライドを御覧ください。

お話をお伺いした方は、扶養の範囲内、130 万円以内を意識して就労調整を行っている方でした。

扶養から外れてしまうと社会保険をかけなければならないので超えないようにしている。

130 万円を超えた場合は、長時間働かないと収入がマイナスになってしまうので、130 万円以内というのをもっと広げてくれればよいと思うとのことでした。

賃金が上がっても、130 万円以内で就労しているので、手にするお金は変わらないが、賃金が上がらないとモチベーションも上がらないので、その矛盾がもやもやしているというお話もいただきました。

以上でございます。

(反田会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

【 (5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

議題の(5)、「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」であります。

諮問ですが、労働局長から諮問をお受けする前に、事務局から申出の経過などにつきまして、説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明をさせていただきます。

特定最低賃金につきましては、本年2月に、「電機連合山梨地方協議会」から「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正についての申し出に関する意向表明がなされ、また、「基幹労連山梨県センター」、「自動車総連山梨地方協議会」、「電機連合山梨地方協議会」及び「JAM甲信山梨県連絡会」の連名で、「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」に係る同様の意向表明がございました。

その後、表明された意向のとおり、本年7月23日付けで、特定最低賃金の改正決定についての申出書が電機、自動車それぞれの特定最低賃金について提出されました。

資料では、99ページ、資料13から、その申出書を載せております。

受理いたしました申出書につきまして、事務局で内容を確認し、要件でありますおおむね1/3の合意があったものと判断し、本日、改正決定の必要性を御検討いただく諮問をさせていただくこととなりました。

地域別最低賃金と特定最低賃金の違いにつきましては、107ページから記載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。

地方最低賃金審議会で、特定最低賃金検討委員会を設置していただくことにつきまして、特定最低賃金の改正決定の必要性について、調査審議を行っていただくこととなりますので、こちらのほうで専門部会を設置して、調査審議に入りたいと思います。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、労働局長から諮問をお受けすることにいたします。

(局長から会長に諮問文手交)

(反田会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

まずは電機の方から朗読させていただきます。

山梨労発基 0730 第 1 号、令和 6 年 7 月 30 日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。

令和 6 年 7 月 23 日付けをもって申出代表者電機連合山梨地方協議会議長、三輪茂樹から最低賃金法、昭和 34 年法律第 137 号、第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 3 号、の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

次に、自動車になります。

山梨労発基 0730 第 2 号、令和 6 年 7 月 30 日。

山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨労働局長、高西盛登。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、諮問。

令和 6 年 7 月 23 日付けをもって申出代表者基幹労連山梨県センター委員長、日野原頼人、自動車総連山梨地方協議会議長、松井純一、電機連合山梨地方協議会議長、三輪茂樹及び J A M 甲信山梨県連絡会会長、杉原孝一から最低賃金法、昭和 34 年法律第 137 号、第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」、平成 21 年山梨労働局最低賃金公示第 2 号、の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、

貴会の意見を求める。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、諮問に当たりまして、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。
お願いいたします。

(労働局長挨拶)

本日は、大変御多用の中、暑い中、本審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、令和6年度「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金」と「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正の必要性につきまして、諮問をさせていただきました。

本日の諮問に至るまでの経緯につきましては、先ほど、事務局から説明をさせていただきましたとおり、電機関係及び自動車関係の特定最低賃金につきまして、本年2月に改正申出の意向をお受けし、さらに、先日、正式に申出書の提出をいただいたところでございます。

地域別最低賃金は、労働者の賃金の最低限を保障する、セーフティネットの役割を果たすものでございますが、特定最低賃金につきましては、特定の産業における労働条件の向上、又は、事業の公正競争の確保の観点から、当該関係労使の申出を要件といたしまして、労使のイニシアティブにより決定されるものとなってございます。

地域別最低賃金の御審議と同様に、皆様方には難しい御判断をいただくこととなりますが、特に労使の皆様のイニシアティブを十分に発揮いただき、御審議くださいますようお願い申し上げまして、諮問に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま、労働局長から、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び山梨県自動車・同附属品製造業の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問がありました。

そこで、当審議会としましては、特定最低賃金検討委員会を立ち上げまして、審議を行い、その結果を踏まえて答申をしたいと考えております。

ここで、特定最低賃金検討委員会の委員につきましてお諮りしたいと思います。この委員会につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

はい、説明させていただきます。

115 ページ、資料 15 を御覧ください。

「令和 6 年度最低賃金改正等の推進について」の第 1 の 1 によりまして、審議会の下に「特定最低賃金検討委員会」を置くこととされております。

一枚おめくりいただきまして、116 ページ。

上の方の（3）に、特定最低賃金検討委員会について記載されております。

この中で、検討委員会の委員につきましては、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員の中から、各 2 名を選出していただき、会長が指名することとされております。

したがいまして、検討委員会の設置に当たりまして、各側 2 名の委員の御選出をよろしく願いいたします。

以上でございます。

（反田会長）

はい、ありがとうございました

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見はございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

（反田会長）

よろしいでしょうか

それでは、特定最低賃金検討委員会の委員につきましては、各側 2 名ずつの選出をお願いします。

事前に、事務局から、本日この場で報告をしていただくという連絡がなされていると思いますので、各側から御報告をお願いいたします。

最初に、労働者側からお願いいたします。

（白倉委員）

労働者側ですが、小林委員と櫻井委員を選出したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

（反田会長）

よろしく願いいたします。

次に、使用者側、お願いします。

（早川委員）

はい、使用者側からは、山岸委員と私、早川委員の 2 人でお願いします。

(反田会長)

ありがとうございました。

ただいま御報告がありました、

労働者側委員は、小林委員と櫻井委員、使用者側委員は、早川委員と山岸委員、公益委員は、事前に協議しておりますが、今井委員と門野委員にお願いをいたします。

委員長と委員長代理につきましては、規程によりまして、公益委員の中から委員が互選するというようになっておりますが、検討委員会の開催の席で選出をしていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、特定最低賃金検討委員会の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

説明いたします。

特定最低賃金の検討委員会につきましては、お配りしております、「令和6年度特定最低賃金審議日程表」、8月9日の午前10時から、山梨労働局の1階大会議室において開催する予定となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(反田会長)

それでは、ただいまの6名の委員の方には、この日程で検討していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

【 (6) その他 】

(反田会長)

それでは、(6) その他に入りますが、委員のほうから何かございますか。

(早川委員)

資料の12ページの上段に2023年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移が全国版でABCではあるんですが、甲府市の消費者物価指数の推移について、昨年もちよっと、使えたと思うので、資料の御準備をお願いできればと思います。

(賃金室長)

承知いたしました。

専門部会で提示をさせていただこうと思います。

(反田会長)

そのほかに何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか

それでは、事務局からございますか。

(賃金室長)

最後に1点、説明させていただきます。

審議資料の119ページ、資料16を御覧ください。

前回、第1回の本審におきまして、報告させていただきました山梨県労働組合総連合からの要請及び署名についてでございますが、7月19日に297名分の署名が追加で提出されました。

また、新たに、こちらのほう121ページからになっておりますけれども、新たに「歴史的な物価高騰と過去最長の実質賃金低下のもとで最低賃金1,500円以上への引き上げと全国一律性を求める要請書」が提出されましたので報告いたします。

以上でございます。

(反田会長)

その他に何かございますか。

ないようでしたら、本日の審議はこれにて終了といたします。

この後、引き続きこの会場で第2回専門部会が開催されますので、専門部会委員の皆様には、引き続きよろしくお願ひします。

本日の議事録の確認は、小林委員と早川委員にお願いをいたします。

それでは長時間お疲れさまでした。

ありがとうございました。